

玉城町告示第44号

玉城町小規模工事等契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する小規模な工事や修繕等（以下「小規模工事等」という。）について、町内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は別表に定めるもののうち、その内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、当該金額が130万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、町内に本社若しくは本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 玉城町会計規則（平成9年規則第10号）第150条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格又は免許等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年度において、町長が別に定める。

3 登録の有効期間は2年とする。ただし、受付期間後に必要があると認められ、登録された場合は、従前の有効期間の残期間とする。

(登録名簿への登載登録)

第5条 町長は、前条第1項の規定に基づく登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者(以下「登録事業者」という。)を小規模工事等契約希望者登録名簿に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届(様式第2号)を、事業を中止又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録中止(廃止)届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号いずれかに該当することになった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。